

デマンド交通「芝山あいあいタクシー」利用者規約

(趣旨)

第1条 本規約は、運行管理者（以下「芝山町」という）が提供するデマンド交通の「芝山あいあいタクシー」（以下「あいあいタクシー」という。）の運行にあたり、利用者の適正利用に関する必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) デマンド交通 事前登録制及び完全予約制において、自宅等から目的地まで乗り合いにより移動する運行形態のことをいう。
- (2) 運行主体 道路運送法第21条第1項第2号に基づく許可申請（既に同法第4条に基づく許可を持つ場合にあっては届出）を行い、国土交通大臣の許可を受けていること等の要件を満たした上で、芝山町から委託を受けてあいあいタクシーを運行している会社のことをいう。

(利用者)

第3条 次の各号に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 町内に住んでおり、かつ、原則ひとりであいあいタクシーの乗り降りができること。ひとりでの乗り降りが難しい場合は介添えや付き添いの者と一緒に利用すること。
 - (2) 利用者登録を行っていること。
 - (3) 本規約及び乗合タクシーについて理解し、ルールを遵守して利用すること。
- 2 介添えや付き添い等で乗車する者についても前項の要件を満たす必要がある。

(運行範囲)

第4条 あいあいタクシーの運行範囲は、芝山町内全域、多古町一部（多古中央病院とその近隣個人医院等の医療施設）、成田市一部（国際医療福祉大学成田病院）とする。

- 2 乗降場所については、利用者の自宅及び公共施設等とし、その位置は芝山町が設定する。
- 3 運行については、乗り合いによる区間内デマンド運行（ドア・ツー・ドア方式）とする。

(運行日及び運行時間)

第5条 あいあいタクシーの運行日は、日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から土曜日とし、運行時間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

- 2 利用者が乗車中に運行時間を過ぎる場合には、最後の利用者が降車するまでの運行とする。
- 3 台風や大雪等による自然災害時には運行を中止する場合がある。

(利用運賃)

第6条 1乗車1人あたり（小学生以上）の運賃は、芝山町内全域が300円、多古町一部（多古中央病院とその近隣個

人医院等の医療施設）及び成田市一部（国際医療福祉大学成田病院）が500円とする。ただし、保護者同伴の未就学児は無料とする。

2 運転経歴証明書や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持し乗車時に提示された者は利用運賃を100円引きとする。

(支払方法)

第7条 利用運賃の支払いについては、目的地到着後車内において乗務員に支払うもの（前払い）とする。なお、支払方法は現金もしくは回数券のみとし、クレジットカードや電子マネー等は使用できない。

2 支払いについては、原則釣銭のないように支払うものとする。なお、1円玉や5円玉での支払いは不可とする。

3 回数券については、あいあいタクシーの車内のみで販売しており、1,000円で100円券11枚綴りを購入することができる。

(利用手順)

第8条 あいあいタクシーの利用手順としては、初回利用時に利用者登録（無料）を行った上で、予約専用番号に電話をするかインターネット予約アプリ（以下「予約アプリ」という。）から予約をして利用するものとする。なお、予約アプリを利用する際は、初回利用時に利用者登録（無料）も併せて行うことができる。

(利用者登録)

第9条 電話による利用者登録については、以下のとおりとする。

(1) 役場企画空港政策課空港地域振興係への電話（窓口も可）にて登録の申し込みを行うこと。

(2) 登録時に住所、氏名、生年月日、電話番号等を申し出ること。

(3) 電話での登録受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。（原則平日）

2 予約アプリによる利用者登録については、以下のとおりとする。

(1) スマートフォンやパソコン等から予約アプリにログインすること。

(2) 住所、氏名、生年月日、電話番号等の必要事項を入力し登録の申し込みを行うこと。

(3) 予約アプリでの登録受付時間は、24時間とする。（システム休止等以外原則いつでも受付可能）

(4) 新規利用者登録の際は、申請者本人が自宅を乗降場に設定できないため、役場企画空港政策課空港地域振興係での設定が必要となる。予約を急ぐ場合は、電話に

て登録の申し込みを行うこと。

(予約方法)

第 10 条 電話による予約については、以下のとおりとする。

- (1) 利用する際は、あいあいタクシー予約専用番号（運行主体）に電話をして予約を取る。
- (2) 予約時に氏名、電話番号、出発地、目的地、出発時刻等を申し出ること。
- (3) 予約受付可能時間は、月曜日から土曜日の午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時の間は受付不可とする。
- (4) 原則として利用時刻の 40 分前までに予約すること。
- (5) 朝 7 時台に利用する場合は、前日の午後 5 時までに予約すること。
- (6) 事前予約については、7 日前以内から可能とする。
- (7) 予約をキャンセルする場合は、必ずその旨を事前に連絡すること。

2 予約アプリによる予約については、以下のとおりとする。

- (1) 利用する際は、スマートフォンやパソコン等から予約アプリにログインすること。
- (2) 利用画面に沿って氏名、電話番号、出発地、目的地、出発時刻等の必要事項を入力すること。
- (3) 予約受付可能時間は、24 時間とする。（システム休止等以外原則いつでも受付可能）
- (4) 原則として利用時刻の 40 分前までに予約すること。
- (5) 朝 7 時台に利用する場合は、できるだけ前日の午後 5 時までに予約すること。
- (6) 事前予約については、7 日前以内から可能とする。
- (7) 予約をキャンセルする場合は、必ずその旨を事前に連絡すること。

(利用方法)

第 11 条 あいあいタクシーの利用にあたっては、次の各号について留意すること。

- (1) 自身が予約した出発地や目的地、出発時刻等を十分に確認すること。
- (2) 出発時刻等について、時間に余裕をもって乗車すること。出発時刻を過ぎても指定場所におらず乗車ができない場合、あいあいタクシーは定刻を過ぎて乗車を待つことはできず次の予約地に向かうことを理解すること。緊急事態等やむを得ず出発時刻に間に合わない場合は、その旨をあいあいタクシー予約専用番号（運行主体）に連絡すること。
- (3) その他、第 12 条について理解し利用すること。

(利用者の禁止事項)

第 12 条 利用者については、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 利用者本人が車内に持ち込むことができない大量の荷物や膝の上若しくは足元に置くことのできない大型の荷物等を車内へ持ち込むこと。また、刃物や火気類等

の危険物を車内へ持ち込むこと。

- (2) 乗車してから行き先の変更や途中で降車させてほしい等の要望を申し出ること。
- (3) 飲酒後の泥酔、酩酊状態で乗車することや車内で喫煙すること。
- (4) 乗合タクシーについて理解又は協力せずに他の利用者等に迷惑となるような行為。
- (5) 乗務員等への不当な要求、暴言、暴力等により安全な運行を妨げるような行為。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力に属している者の利用やそれらとのつながりをほのめかすような行為。
- (7) あいあいタクシーの運営を妨害する恐れのあるような行為。
- (8) 芝山町及び運行主体が当該サービスを利用することが適当でないと判断するような行為。
- (9) その他本規約又は公の秩序若しくは善良な風俗に反すると認められるような行為。

2 利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行い、芝山町が今後適正に利用することが難しいと判断した場合には、当該利用者に対して本サービスの利用停止若しくは禁止、並びに利用者登録を取り消すことができる。

(本規約の変更)

第 13 条 芝山町は、必要と認めるときは利用者へ予告なく本規約を変更できる。そうした場合は、変更後の規約が適用されるものとする。

(本規約の公表)

第 14 条 本規約は、芝山町ホームページに掲載するものとする。

(補則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、あいあいタクシーの適正運行に関し必要な事項は、芝山町が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 7 月 5 日より適用する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。